

令和5年川辺町議会第3回定例会議事日程（第1号）

令和5年9月11日（月曜日）午前9時開議

- |               |  |
|---------------|--|
| 日程第 1         | 会議録署名議員の指名                                       |
| 日程第 2         | 会期の決定  |
| 日程第 3         | 諸般の報告  |
| 日程第 4（報告第 3号） | 令和4年度決算に係る健全化判断比率について                            |
| 日程第 5（報告第 4号） | 令和4年度決算に係る資金不足比率について                             |
| 日程第 6（同意第16号） | 川辺町教育委員会委員の任命について                                |
| 日程第 7（諮問第 2号） | 人権擁護委員の候補者の推薦について                                |
| 日程第 8（議案第30号） | 町道関街道線歩道設置工事請負契約の締結について                          |
| 日程第 9（議案第31号） | 美濃加茂市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について            |
| 日程第10（議案第32号） | 可児市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について              |
| 日程第11（議案第33号） | 加茂郡坂祝町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について           |
| 日程第12（議案第34号） | 加茂郡富加町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について           |
| 日程第13（議案第35号） | 加茂郡川辺町と加茂郡七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について           |
| 日程第14（議案第36号） | 加茂郡川辺町と加茂郡八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について          |
| 日程第15（議案第37号） | 加茂郡川辺町と加茂郡白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について           |
| 日程第16（議案第38号） | 加茂郡川辺町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について          |
| 日程第17（議案第39号） | 加茂郡川辺町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について           |
| 日程第18（議案第40号） | 川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                         |
| 日程第19（議案第41号） | 川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20（議案第42号） | 令和5年度川辺町一般会計補正予算（第3号）                            |
| 日程第21（議案第43号） | 令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）                    |

- 日程第 2 2 (議案第 4 4 号) 令和 5 年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 2 3 (議案第 4 5 号) 令和 5 年度川辺町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 4 (議案第 4 6 号) 令和 5 年度川辺町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 5 (議案第 4 7 号) 令和 5 年度川辺町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 6 (認定第 1 号) 令和 4 年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 (認定第 2 号) 令和 4 年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出  
決算認定について
- 日程第 2 8 (認定第 3 号) 令和 4 年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 日程第 2 9 (認定第 4 号) 令和 4 年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第 3 0 (認定第 5 号) 令和 4 年度川辺町水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 1 (認定第 6 号) 令和 4 年度川辺町下水道事業会計決算認定について

本日の議会に付した案件  
議事日程のとおり

出席議員 (9 名)

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 議 長 桜井 真茂 | 副議長 石原 利春 | 1 番 井戸 三兼 |
| 2 番 平岡 正男 | 3 番 奥田 哲也 | 5 番 佐伯 雄幸 |
| 6 番 佐伯 瞬  | 7 番 市原 敬夫 | 9 番 櫻井 芳男 |

欠席議員 なし

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

|            |       |        |       |
|------------|-------|--------|-------|
| 町 長        | 佐藤 光宏 | 教育長    | 白村 茂  |
| 参 事        | 井上 健  | 総務課長   | 重本 佳明 |
| 会計管理者兼会計室長 | 石本 清二 | 企画課長   | 平岡 善伸 |
| 税務課長       | 佐伯 政宣 | 住民課長   | 林 正和  |
| 健康福祉課長     | 横田 博生 | 産業環境課長 | 馬場 誠  |
| 基盤整備課長     | 渡邊 明弘 | 教育支援課長 | 鈴木 秀樹 |
| 生涯学習課長     | 佐伯 毅彦 | 上下水道課長 | 渡辺 英樹 |
| 欠席者        | なし    |        |       |

事務局職員出席者

議会事務局長 渡辺 保彦

(開会 午前9時00分)

◎議長(桜井真茂君) 皆さんおはようございます。令和5年川辺町議会第3回定例会が招集され、御案内を申し上げましたところ、9名全員のご出席をいただきまして、誠に御苦労様でございます。定足数に達していますので、ただいまより、令和5年第3回川辺町議会定例会を開会します。これより本日の会議を開きます。

開会にあたり注意事項を申し上げます。コロナウイルス感染症は、5類に引き下げられましたが、このところ、感染者数が増えている状況であります。マスク着用については、個々の判断といたしますが、引き続きの感染予防防止対策として、パーテーションは設置したままとし、自席で発言される場合は、飛沫防止のため、着座にて行ってください。また、議場内の換気のため、適宜休憩を設ける場合がありますので、皆様の御協力をお願いします。招集者の町長から挨拶があります。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) おはようございます。本日ここに、令和5年川辺町議会第3回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には公私にわたり何かとお忙しい中、早朝より御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日々町政の推進に格別なる御理解と御協力、御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、防災に関する取り組みについてでございます。8月、9月、台風のシーズンが訪れました。去る8月15日には、台風第7号が日本列島に上陸しました。またつい先日の、台風13号から熱帯低気圧に変化したもとの第13号が、福島東北南部あたりを猛烈に襲いまして、多くの方々が被害を受けられました。

まずは被災された地域の皆様に対し、心から御見舞い申し上げます。

この台風の影響で、進路に近い西日本を中心に大雨となり、鳥取県や岡山県などでは、平年の8月の月降水量の2倍を超える大雨となり、各地で様々な被害が確認されました。また台風13号については、先ほど申し上げました通り、福島県をはじめ東北地方に多大なる甚大なる被害をもたらしました。幸いにも当町は影響が少なく、大事には至りませんでした。少しコースが違えば甚大な被害となった可能性もあります。報道等で目にする被害の状況を他人ごとと思わず、改めて災害に強いまちづくりが必要であると再認識したところでございます。

こうした中、9月3日に、各地域の代表者の皆様を対象とした防災訓練として、避難所運営訓練を実施しました。大規模な災害時には、町による避難所運営が困難となることが想定されるため、地域の皆様で避難所の開設運営をしていただくことも考えられます。ぜひ訓練での取り組みを、それぞれの地域に持ち帰っていただければ幸いです。また、町民の皆様に向けては防災行政無線の放送に合わせて、シェイクアウト訓練「命を守る3動作訓練」を実施いたしました。大きな地震が発生した際には慌てず「1. 姿勢を低く 2. 頭を守り 3. 動かない」この3動作を実践していただきたいと存じます。併せて、いつ起きてもおかしくない自然災害に備え、日頃から必要な防災用品を揃えていただくなどの対策をお願いいたします。

次に町のイベントについてです。この夏は4年ぶりに様々なイベントが戻ってきました。6月18日には「川辺清流レガッタ」が開催され、町内外から総勢48クルー約300名が参加されました。4年ぶりの通常開催となった漕艇場には、派手な格好をしてパフォーマンスで勝負するクルーや、全国交流レガッタへの出場をかけて真剣勝負をするクルーも

あり、熱戦が繰り広げられました。

8月6日には「マリンスポーツフェスティバル」が開催され、カヌー、サップ、バナナボートなど、様々なアトラクションを楽しんでいただくことができました。人気のアトラクションには順番待ちが生じるなど、会場は多くの家族連れでにぎわいました。

8月12日には「川辺おどり・花火大会」が開催され、飛騨川に花咲く水中スターメインとともに、迫力ある花火が次々と打ち上がり、夏の夜空を色鮮やかに彩りました。役場前の盆踊り会場では、踊りの輪が広がり、ようやく川辺の夏の風物詩が戻ってきたことを実感いたしました。

どのイベントも、新型コロナウイルスに翻弄された3年間を吹き飛ばすかのような熱気に包まれ、町内外の多くの皆様の「待っていた」「待ちわびていた」という思いを肌で感じることができました。

今後は10月22日に「ふれあい祭り」に代わる新たなイベント、「KAWABE MOUNTAIN FES. FUMOTO」が役場前駐車場、中央公民館で開催予定となっております。近年、多くの登山者が町に訪れており「山」をテーマとしたオリジナリティ溢れるイベントを開催することで、さらなる町の魅力発信と、若い世代を中心とした交流人口の拡大を図り、町の活性化に繋がりたいと考えており、当日は音楽ライブ、飲食店・キッチンカーの出展、雑貨販売、ワークショップなどの催しを予定しております。皆様楽しんでいただけるイベントとなるよう、準備を進めて参りますので、ぜひ皆様お誘い合わせの上、御来場ください。

さて、本定例会に御提案いたしております議案は、報告案件2件、人事案件2件、契約案件1件、条例案件2件、予算案件6件、認定案件6件、その他案件9件の計28案件でございます。どうか慎重に御審議賜り、格別のご理解により御決定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。

◎議長（桜井真茂君） 本会議の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号8番 石原利春君及び9番 桜井芳男君の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る9月6日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から21日までの11日間にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの11日間に決定いたしました。それでは議案等の審議については、第3回定例会会期日程のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配付のとおり「令和5年6月21日川監第6号」、「令和5年7月20日川監第8号」、「令和5年8月21日川監第10号」の例月出納検査の結果報告がありました。報告、書類の原本は議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第3号「令和4年度決算に係る健全化判断比率について」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 重本佳明君。

◎総務課長（重本佳明君） 報告第3号「令和4年度決算に係る健全化判断比率について」について説明。

◎議長（桜井真茂君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第3号の案件は終了いたしました。

日程第5 報告第4号「令和4年度決算に係る資金不足比率について」を議題といたします。本案についての説明を求めます。上下水道課長 渡辺英樹君。

◎下水道課長（渡辺英樹君） 報告第4号「令和4年度決算に係る資金不足比率について」について説明。

◎議長（桜井真茂君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第4号の案件は終了しました。

日程第6 同意第16号「川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題といたします。本件の説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 同意第16号「川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件」について御説明申し上げます。

川辺町教育委員会につきましては、現在、教育長と委員4名の方にご活躍いただいております。そのうちのお1人でございます岩井孝典氏におかれましては、令和5年9月30日をもって任期満了を迎えられます。

岩井氏は委員として、令和元年10月から現在にわたり精力的に活動されており、他からの信頼も厚いため、委員に適任であると認め、引き続き再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また、同法第4条第3項の欠格事由に該当しないことも確認しております。なお任期につきましては、令和9年9月30日まででございます。

以上よろしく御審議の上、同氏の選任について御同意賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（桜井真茂君） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第16号を採決いたします。お諮りします。本件については原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、同意第16号「川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

日程第7 諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。  
本件の説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦について」御説明申し上げます。

人権擁護委員は、議会の意見を聞き、市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱するもので、現在川辺町では4名の方にご活躍いただいております。

そのうちのお1人でございます、前田英樹氏におかれましては、本年12月31日をもって任期満了に伴う辞職のご意向であるため、新たな人権擁護委員候補者として、佐藤雅彦氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

同氏の経歴につきましては、お手元の資料のとおりでございますが、人格、識見が高く、誠実温厚な人柄で、地域の皆様方の信望も厚く、人権擁護委員の候補者として適任と認めるものでございます。任期につきましては、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。

以上よろしく御審議の上、同氏の選任について、御同意賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（桜井真茂君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第2号を採決いたします。お諮りします。本件については、佐藤雅彦さんを適任として答申したいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、佐藤雅彦さんを適任として答申することに決定いたしました。

日程第8 議案第30号「町道関街道線歩道設置工事請負契約の締結について」を議題といたします。本案についての説明を求めます。基盤整備課長 渡辺明弘君。

◎基盤整備課長（渡辺明弘君） 議案第30号「町道関街道線歩道設置工事請負契約の締結について」を説明。

◎議長（桜井真茂君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。お諮りします。本案については原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号「町道関街道線歩道設置工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第31号「美濃加茂市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、日程第10 議案第32号「可児市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、日程第11 議案第33号「加茂郡坂祝町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、日程第12 議案第34号「加茂郡富加町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、日程第13 議案第35号「加茂郡川辺町と加茂郡七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、日程第14 議案第36号「加茂郡川辺町と加茂郡八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、日程第10号 議案第37号「加茂郡川辺町と加茂郡白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、日程第16 議案第38号「加茂郡川辺町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、日程第17 議案第39号「加茂郡川辺町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付に係る事務委託の廃止について」の9件を一括議題といたします。本案の説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第31号から第39号まで一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第31号「美濃加茂市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」御説明申し上げます。

本件につきましては、令6年3月31日限り、美濃加茂市と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第32号「可児市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」御説明申し上げます。

本件につきましては、令和6年3月31日限り、可児市と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第33号「加茂郡坂祝町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」御説明申し上げます。

本件につきましては、令和5年12月31日限り、坂祝町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第34号「加茂郡富加町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」御説明申し上げます。

本件につきましては、令和6年3月31日限り、富加町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第35号「加茂郡川辺町と加茂郡七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」御説明申し上げます。

本件につきましては、令和6年3月31日限り、川辺町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において、準用する同法第252条の2の2の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第36号「加茂郡川辺町と加茂郡八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」御説明申し上げます。

本件につきましては、令和6年3月31日限り、川辺町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法、第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第37号「加茂郡川辺町と加茂白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」御説明申し上げます。

本件につきましては、令和6年3月31日限り、川辺町と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第38号「加茂郡川辺町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」御説明申し上げます。

本件につきましては、令和6年3月31日限り、川辺町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第39号「加茂郡川辺町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」御説明申し上げます。

本件につきましては、令和6年3月31日限り、川辺町と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上9議案につきまして、一括して御説明いたしました。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（桜井真茂君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

議席番号1番 井戸三兼君。

◎1番（井戸三兼君） 議案第33号ですが、坂祝町との間では、5年の12月31日限りということで、あとのところは、3月31日までということですが。事務委託費というのは、坂祝町との間では、3ヶ月間は払わなくていいということなのか。もう1点ですね。あ、とりあえずそれだけお聞きします。

◎議長（桜井真茂君） 住民課長 林正和君。

◎住民課長（林正和君） ただいま、井戸議員からの御質問の件ですが、坂祝町との間の事務委託費については費用は発生しませんので、よろしくお願ひします。

◎議長（桜井真茂君） 他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第31号から議案第39号までの9件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号から議案第39号までの9件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18 議案第40号「川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、日程第19 議案第41号「川辺町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の2件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 議案第40号及び議案第41号を一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第40号「川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

本件につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、町条例の一部を改正するもので、改正内容は2点ございます。

1点目は、改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条の規定内容が、改正後には同法第26条の8に規定されていることとなったことから、引用している町条例の条項ずれを改正するものでございます。

2点目は、従来の「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」が、感染症の蔓延の初期段階からの派遣が可能となり、名称も「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と変更されたため、町条例も同様に手当の名称を改正するものでございます。

次に議案第41号「川辺町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正等に伴い、町条例の一部を改正するものでございます。改正内容は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第10項が削除され、以降の項が繰り上がったことにより、引用している町条例の条項ずれ等を改正するものでございます。

以上2議案につきまして、一括して御説明いたしました。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長(桜井真茂君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号及び議案第41号の2件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号及び議案第41号の2件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20 議案第42号「令和5年度川辺町一般会計補正予算(第3号)」、日程第21 議案第43号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」、「日程第22 議案第44号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、日程第23 議案第45号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、日程第24 議案第46号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)」、日程第2

0号 議案第47号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」の6件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

町長に申し上げますが、一括議題ですので、長いので水分をたくさん取ってゆっくりやってください。

◎町長（佐藤光宏君） ありがとうございます。

議案第42号から議案第47号まで、各会計の補正予算案件につきまして、一括して御説明申し上げます。

このたびの各会計の補正予算につきましては、令和4年度決算に伴う事業費の精算及びその他追加の財政事業につき、財政需要につきまして、補正をお願いするものでございます。

はじめに、議案第42号「令和5年度川辺町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、既定の予算額に2千104万1千円を追加し、予算総額を55億4千42万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、歳入では令和4年度の精算により、「介護保険特別会計」から831万1千円、「後期高齢者医療特別会計」から154万1千円を一般会計繰り入れるとともに、後期高齢者医療広域連合からの「療養給付費負担金過年度精算金」1千10万4千円など増額の計上をさせていただいております。

そのほか、土木費国庫補助金においては、国からの補助額内示を受け、社会資本整備総合交付金・防災安全交付金・道路メンテナンス事業補助金 合わせて835万1千円を減額し、これに関連する町債の減額補正も計上させていただいております。

なお、歳入歳出における財源の不足分につきましては、繰越金の増額で対応させていただいております。

次に歳出では、50歳以上の方を対象に、10月1日からの開始を予定する、带状疱疹予防接種費用の一部助成に係る事業費60万円、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする、第3期川辺町子ども・子育て支援事業計画の策定に係る調査業務費用234万7千円などを新たに計上させていただきます。なお、子ども・子育て支援事業計画策定業務につきましては、その全額を翌年度へ繰り越しての執行をお願いするものでございます。

そのほか、予算不足が見込まれる広域入所保育委託料や、商店街共同施設設置事業補助金、中川辺駅西広場整備補償金、人件費等についても増額の補正をさせていただくものでございます。

次に、議案第43号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の予算額に1千78万3千円を追加し、予算総額を9億7千906万8千円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、歳出では、令和4年度の精算により療養給付費等負担金等過年度精算分償還金739万8千円、データヘルス計画策定に係る分析業務委託料38万5千円など増額するものでございます。

なお、財源の不足分につきましては、国民健康保険基金繰入金、繰越金の増額で対応させていただいております。

次に、議案第44号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、既定の予算額に、426万8千円を追加し、予算総額を1億8千217万5千円とするものでございます。

補正内容につきましては、令4年度決算の確定による精算等でございます。

次に議案45号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の予算額に、1千331万7千円を追加し、予算総額を9億6千180万2千円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、令4年度の精算によるもので、歳入では、国、県から受け入れた、介護給付費負担金の過年度精算分1千123万5千円を増額するとともに、繰越金では、確定した繰越額と当初予算計上額との差額306万5千円を減額するものでございます。

歳出では、国や県などへの過年度精算分償還金500万6千円、一般会計への繰出金831万1千円をそれぞれ計上させていただいております。

なお、財源の不足分につきましては、介護給付費準備基金からの繰入金の増額で対応させていただいております。

次に議案第46号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)」につきましては、収益的支出で650万円、資本的収入で22万4千円、資本的支出で22万2千円をそれぞれ増額するものでございます。

補正内容につきましては、施設修繕費及び職員人件費について補正するものでございます。

最後に議案第47号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、収益的収入で221万9千円、収益的支出で247万2千円、資本的収入で379万2千円をそれぞれ増額するものでございます。

補正内容につきましては、令和4年度決算額の確定による補正のほか、施設修繕費及び報償費について補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（桜井真茂君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号から議案第47号の6件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号から議案第47号までの6件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第26 認定第1号「令和4年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第27 認定第2号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第28 認定第3号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第29 認定第4号「令和4年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第30 認定第5号「令和4年度川辺町水道事業会計決算認定につ

いて」、日程第31 認定第6号「令和4年度川辺町下水道事業会計決算認定について」の6件を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 認定第1号「令和4年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第6号「令和4年度川辺町下水道事業会計決算認定について」まで、その概要につきまして、一括して御説明いたします。

令和4年度におきましては、本庁の重点政策である「美しく安らぎのあるまちづくり」、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」、「快適に暮らすことができるまちづくり」等につきまして、当初予算編成時からの計画に沿い、各種事業を進めて参りました。

なかでも、急速な宅地化が進む中川辺駅西側地区のインフラ整備を目的とした「中川辺駅西地区周辺整備事業」を新規事業として立ち上げたほか、令和12年度開校を目標に進める町内3小学校統合計画での、新校舎建設費用準備資金として「小学校建設基金」へ2億258万4千円を新たに積み立て、令和4年度末時点での累計積立額は、9億9千348万8千円となりました。

また、国からの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などを活用し、各種コロナ禍対応策事業も実施したほか、急激な物価の高騰により経済的な影響を受ける町民及び町内事業者の皆様への支援事業も積極的に展開いたしました。

令和4年度におきましても、健全な財政運営に努めた結果、一般会計、各特別会計ともに、歳入が歳出を上回る黒字決算となりました。しかしながら、一般会計におきましては、財政調整基金や各事業に関連する基金の一部を取り崩し、歳出事業の財源確保を行ったほか、介護保険特別会計においても、介護保険介護給付費準備基金の一部取り崩した決算であり、厳しい財政運営となっております。

各会計の決算状況につきましては、令和4年度川辺町歳入歳出決算書に記載の通りであります。また、監査委員の方々に審査いただきました結果及び意見につきましては、お手元に配付させていただきました審査意見書を御覧いただきますようお願い申し上げます。

それでは、認定第1号「令和4年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」御説明いたします。

歳入は予算現額59億5千413万8千円に対しまして、調定額59億3千19万6千円、収入済額58億9千877万7千円、不納欠損額130万5千円、収納率は調定額に対し99.5%でありました。

歳出は、予算現額59億4千413万8千円に対しまして、支出済額56億939万4千円、執行率は94.2%で、歳入歳出決算額の差し引き2億8千938万3千円を令和5年度に繰り越しております。

この繰越額には、令和5年度への繰越事業の一般財源として2千67万2千円が含まれております。

なお、翌年度繰越事業分を加味した執行率は、94.7%であり、さらなる執行率の向上を目指してまいります。

歳入歳出決算の主な点について、御説明申し上げます。

一般会計歳入総額は、令和3年度に比べ0.1%、801万円の減額となりました。

まず町税は、令和3年度に比べ6千749万8千円増の13億1千918万9千円となっております。

主な要因としましては、コロナ禍からの景気回復による、個人・法人町民税の増加に加え、令和3年度限りの措置として実施された、固定資産税における一定程度収益が減少した事業者への家屋・償却資産に対する課税減免措置の終了に伴い、固定資産税も増加したことによるものであります。

次に普通交付税では、その算定過程において、下水道費などの個別算定経費の減少や、令和3年度のみのものであった臨時財政対策債償還基金、早期償還基金費の皆減などにより、基準財政需要額は減少となりました。また、町民税や固定資産税、地方消費税交付金などの増により基準財政収入額は増加いたしました。

しかしながら、基準財政需要額から臨時財政対策債への振りかえ相当額が、令和4年度は大幅な減少となり、結果として普通交付税は増額となりました。

地方交付税全体では、前年度と比べ5千519万6千円増額の18億6千779万3千円であります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などが増加となりましたが、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金の皆減や、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などが減少となり、前年度と比べ、1億2千58万7千円減額の6億4千562万9千円となっております。

県支出金は、2千834万5千円増額の2億7千633万1千円となりました。主な要因としましては、子育て世帯負担軽減給付金給付事業費補助金や地籍調査費負担金などの増加によるものでございます。

寄付金は3千539万7千円増額の2億6千1万3千円となっております。

主な要因は、ふるさと川辺応援寄附金の増によるもので、寄附の獲得に向けた市町村間の競争が激しさを増す中、町といたしましても、今まで以上に、魅力的な地域特産品や観光資源などを謝礼品とすることで、川辺町の魅力を伝えるとともに、貴重な財源の確保に努めてまいります。

繰入金は、1億6千283万2千円増額の4億4千226万3千円となりました。

各基金の目的とする事業の財源に充てるため、まちづくり基金、環境整備基金、いきがい基金、森林環境譲与税基金、子ども育成基金、スポーツ振興基金からそれぞれ繰り入れるとともに、不足する普通建設事業費の財源を補うため、財政調整基金の取り崩しも行いました。そのほか、特別会計からの精算金などの繰り入れを行っております。

町債は、臨時財政対策債のほか、町道新設改良事業、庁舎照明設備LED化改修事業、やすらぎの家トイレ改修事業など14件の借入れを行っております。令和4年度の決算額といたしましては、臨時財政対策債の発行可能額が前年度比で大幅に減少したことなどにより、起債総額は1億8千799万円減額の2億2千171万8千円となりました。

続きまして、歳出について御説明いたします。

一般会計歳出総額は、令和3年度に比べ0.4%、2千75万5千円の減額となりました。

また、令和4年度は、令和5年度に繰り越して使用することとした予算が2千709万4千円となり、これにつきましては、該当する費目で御説明させていただきます。

議会費は、5千535万8千円で、前年度と比べ105万7千円の増額となりました。

主な要因は、議会ICT化事業における議員用タブレット端末の購入などによるものでございます。

総務費は10億3千796万8円で、前年度と比べ5千975万8千円の増額となりました。

公共施設等総合管理計画作成事業や減債基金積立金などが皆減となりましたが、ふるさと川辺応援寄附金への支払、諸証明コンビニ交付システムの導入、庁舎非構造部材等耐震改修工事などの増により、全体では増額となっております。

なお総務費につきましては、戸籍電算システム情報連携改修業務で、442万2千円を、令和5年度に繰り越しを行っております。

民生費は16億1千145万4千円で、前年度に比べ7千334万円の減額となりました。

物価高騰緊急支援給付金事業や、第1こども園及びやすらぎの家のトイレ改修事業、第3こども園の外廊下改修事業などが増となりましたが、子育て世帯臨時特別給付金給付事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業などが減となり、全体では減額となっております。

なお民生費につきましては、障がい福祉計画等策定事業で287万1千円を令和5年度に繰り越しを行っております。

衛生費は3億7千48万4千円で、前年度に比べ1千941万6千円の減額となりました。

主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業や、環境整備基金への積立金などの減によるものであります。

労働費は103万円で、前年度に比べ12万5千円の減額となりました。

中小企業退職金等共済掛金補助金の減によるものであります。

農林水産事業費は、1億3千363万3千円で前年度に比べ2千549万円の増額となりました。

町内唯一の農産物直売所である川湊の里へ、地産地消直売所としての機能強化を目的に、施設設備改修補助金を交付したほか、雌鳥川排水路の護岸改修工事など、老朽化した農業施設の維持管理等に係る事業費の増などにより決算額は増額となっております。

商工費は1億4千796万円で、前年度に比べ2千123万7千円の増額となりました。

令和4年度におきましても、町内で利用可能な商品券発行事業等を行い、急激な物価高騰などにより経済的な影響を受けておられる町民の皆様への生活支援、町内事業者の事業継続支援に係る各種事業を力強く実施いたしました。

土木費は8億4千199万9千円で、前年度に比べ1億2千430万5千円の増額となりました。

土木費においては、急速な宅地化が進む中川辺駅西地区のインフラ整備を目的とした中川辺駅西地区周辺整備事業を令和4年度から新規の事業として実施したほか、国からの社会資本整備総合交付金や防災安全交付金などを活用し、町内各所で町道新設改良事業等を実施しております。

自主財源が乏しい中、これら補助金の動向には十分に注意を払い、限られた予算の中で、事業箇所を精査の上、実施して参ります。

なお、土木費につきましては、PCB廃棄物収集運搬及び処分業務、田中1号線改良事業（補正分）、中川辺駅西広場及び大北前線詳細設計業務の3件1千591万2千円を令和5年度に繰り越しを行っております。

消防費は2億3千562万円で、前年度に比べ6千158万円の減額となりました。

老朽化した消防団ポンプ積載車1台の更新を行ったほか、消防団員の出勤報酬の改定などを実施しております。

なお、平成29年度から取り組んでおりました、防災行政無線デジタル化更新事業が令和3年度をもって完了いたしましたので、これに係る事業費の皆減等により、決算額は減額となっております。

今後も、町民の安心・安全を支えるため、災害に強いまちづくりに取り組んで参ります。

なお、消防費につきましては、防災行政無線設備機器修繕で388万9千円を令和5年度に繰り越しを行っております。

次に教育費は7億7千736万7千円で、前年度に比べ9千912万2千円の減額となりました。

令和3年度に実施した、中央公民館非構造部材耐震改修工事などの皆減により、決算額は減少しております。

なお、令和4年度においても、令和12年度開校を目標に進める町内3小学校統合計画の新校舎建設費用の準備資金として、小学校建設基金へ新たに2億258万4千円を積み立て、基金残高は9億9千348万8千円となっております。

公債費は3億9千652万1千円で、前年度に比べ98万2千円の増額となりました。

令和3年度末で16件、借入総額2億6千60万円分の償還が終了し、令和4年度は新たに10件、借入総額4億150万2千円分の元金償還が開始しております。

以上が一般会計の決算状況の概要報告でございます。

続きまして、各特別会計の決算の状況につきまして御説明いたします。

はじめに、認定第2号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額10億1千778万6千円、歳出総額10億317万3千円、歳入歳出差引額1千461万3千円となり、前年度に比べ歳入8.6%、歳出、11.3%の増額となりました。

主な要因は、歳出では、新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えの反動から、令和4年度下半期からの受診が増加し、主に入院に係る高額療養費が増加しました。

歳入では、歳出における保険給付費の増加に対する県からの交付金が増加し、歳入歳出決算額は増加となっております。

今後も保険給付の動向を注意しつつ、適正な保険税率の検討、基金の有効活用など、安定した国民健康保険事業の運営に努めて参ります。

次に認定第3号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額1億7千163万1千円、歳出総額1億6千782万7千円、歳入歳出差引額380万4千円となり、前年度に比べ歳入11.4%、歳出10.8%の増額となりました。

主な要因は、被保険者数の増加や、国民健康保険事業と同様に、コロナ禍による受診控えの反動による受診の増加によるもので、特に入院に係る高額療養費が増加しました。

歳入では、保険料や後期高齢者医療広域連合からの保険事業費委託金が増加し、歳入歳出決算額は増加となっております。

次に認定第4号「令和4年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定」につきまして、歳入総額9億4千196万1千円、歳出総額9億3千119万5千円、歳入歳出差引額1千76万6千円となり、前年度に比べ歳入3.4%、歳出5.0%の増額となりました。

保険給付においては、給付総額8億6千790万1千円となり、前年度に比べ5.2%の増額となりました。

居宅介護サービス費は、給付費全体の約45%を占めており、前年度に比べ約3千350万円の増額となりました。

増加の要因としては、要介護認定者数が微増となったほか、住み慣れた自宅を中心とする訪問介護サービスの利用者が増加したためであります。

今後も、高齢化により要介護認定者数の増加が見込まれるため、保険給付費の動向に注視するとともに、重度化防止の介護予防事業の強化も含め、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、各事業会計の決算の状況につきまして、御説明いたします。

はじめに、認定第5号「令和4年度川辺町水道事業会計決算認定」につきまして、御説明いたします。

収益的収入額は2億8千533万8千円、収益的支出額は2億6千124万円で、消費税経理後の経常利益は764万8千円、特別利益はありませんでしたので、当年度純利益は、764万8千円となりました。

資本的収入額は2億1千797万6千円、資本的支出額は2億8千148万5千円で、6千350万9千円の不足となりました。

不足額については、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

重要給水施設配水管耐震化工事や老朽管更新工事詳細設計及び工事、山楠配水本管の漏水に伴う詳細設計及び工事など、安全・安心な水の安定供給を念頭に事業運営を行いました。

次に認定第6号「令和4年度川辺町下水道事業会計決算認定」につきまして、御説明いたします。

収益的収入額は4億8千万4千円、収益的支出額は4億7千724万7千円で、消費税経理後の経常利益は1千83万9千円、特別利益は195万8千円でしたので、当年度純利益は1千279万7千円となりました。

資本的収入額は2億60万1千円、資本的支出額は3億7千199万4千円で、1億7千139万3千円の不足となりました。

不足額については、当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

マンホールポンプ設備改築工事や公共汚水樹設置工事、天王町雨水管雨水管路改築工事実施設計など、公共水域の水質保全の確保を念頭に事業運営を行いました。

以上、令和4年度決算について、各会計の概要を御説明申し上げます。

詳細については、お手元の各会計決算書などを御覧いただき、慎重なる審査の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。



◎議長（桜井真茂君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、9月12日から9月20日までの9日間を休会にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、9月12日から9月20日までの9日間を議案精読、議案審査のため休会とすることに、決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。次回は9月20日木曜日、午前9時から再開といたします。本日はこれで散会といたします。皆さん大変御苦勞様でございました。

（閉会 午前10時22分）

令和5年川辺町議会第3回定例会

令和5年9月21日(木) 午前9時00分開会

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 日程第 1               | 一般質問   |
| 日程第 2 (議案第 3 1 号)   | 美濃加茂市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について            |
| 日程第 3 (議案第 3 2 号)   | 可児市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について              |
| 日程第 4 (議案第 3 3 号)   | 加茂郡坂祝町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について           |
| 日程第 5 (議案第 3 4 号)   | 加茂郡富加町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について           |
| 日程第 6 (議案第 3 5 号)   | 加茂郡川辺町と加茂郡七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について           |
| 日程第 7 (議案第 3 6 号)   | 加茂郡川辺町と加茂郡八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について          |
| 日程第 8 (議案第 3 7 号)   | 加茂郡川辺町と加茂郡白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について           |
| 日程第 9 (議案第 3 8 号)   | 加茂郡川辺町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について          |
| 日程第 1 0 (議案第 3 9 号) | 加茂郡川辺町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について           |
| 日程第 1 1 (議案第 4 0 号) | 川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                         |
| 日程第 1 2 (議案第 4 1 号) | 川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 3 (議案第 4 2 号) | 令和5年度川辺町一般会計補正予算(第3号)                            |
| 日程第 1 4 (議案第 4 3 号) | 令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)                    |
| 日程第 1 5 (議案第 4 4 号) | 令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)                     |
| 日程第 1 6 (議案第 4 5 号) | 令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第2号)                        |
| 日程第 1 7 (議案第 4 6 号) | 令和5年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)                          |
| 日程第 1 8 (議案第 4 7 号) | 令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第2号)                         |
| 日程第 1 9 (認定第 1 号)   | 令和4年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について                         |
| 日程第 2 0 (認定第 2 号)   | 令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                 |
| 日程第 2 1 (認定第 3 号)   | 令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について                  |

|                   |                                |
|-------------------|--------------------------------|
| 日程第 2 2 (認定第 4 号) | 令和 4 年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 3 (認定第 5 号) | 令和 4 年度川辺町水道事業会計決算認定について       |
| 日程第 2 4 (認定第 6 号) | 令和 4 年度川辺町下水道事業会計決算認定について      |
| 追加日程第 1           | 議会運営委員会の閉会中の継続調査               |

本日の議会に付した案件  
議事日程のとおり

出席議員 (9 名)

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 議 長 桜井 真茂 | 副議長 石原 利春 | 1 番 井戸 三兼 |
| 2 番 平岡 正男 | 3 番 奥田 哲也 | 5 番 佐伯 雄幸 |
| 6 番 佐伯 瞬  | 7 番 市原 敬夫 | 9 番 櫻井 芳男 |

欠席議員 なし

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

|            |       |        |       |
|------------|-------|--------|-------|
| 町 長        | 佐藤 光宏 | 教育長    | 白村 茂  |
| 参 事        | 井上 健  | 総務課長   | 重本 佳明 |
| 会計管理者兼会計室長 | 石本 清二 | 企画課長   | 平岡 善伸 |
| 税務課長       | 佐伯 政宣 | 住民課長   | 林 正和  |
| 健康福祉課長     | 横田 博生 | 産業環境課長 | 馬場 誠  |
| 基盤整備課長     | 渡邊 明弘 | 教育支援課長 | 鈴木 秀樹 |
| 生涯学習課長     | 佐伯 毅彦 | 上下水道課長 | 渡辺 英樹 |
| 欠席者        | なし    |        |       |

事務局職員出席者

議会事務局長 渡辺 保彦

(開会 午前 9 時 0 0 分)

◎議長(桜井真茂君) 皆さんおはようございます。休会を閉じ会議を再開いたします。

本日の議事日程は、一般質問議案に対する討論採決となっております。

はじめに注意事項を申し上げます。衛生管理上、自席で発言される場合は、着座にて行ってください。また議場内の換気のため、必要に応じて適宜休憩を設けますので、皆様の御協力をお願いいたします。

ただいまより、日程第 1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問については、会議規則第 4 9 条第 3 項の規定によって、一般質問席から行ってください。

なお質問は一问一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内といたします。また、一般質問に対する答弁は、登壇して行ってください。なお再質問に対する答弁は、自席から行ってください。それでは、一般質問を始めます。議席番号9番 櫻井芳男君。

**9番（櫻井芳男君）** 議長よりお許しを得ましたので、一般質問を行いたいと思います。今回4点ほど、一般質問を行います。1点1点について、よろしく願いいたします。

質問の内容は、社会福祉協議会について、ということで質問をいたします。

去る6月13日付、川辺町社会福祉協議会から、要望書が川辺町議会、町長宛に提出がありました。臨時議会を開き、新希望額3千万円について、附帯決議を付し可決いたしました。要は、緊急性と当該社協の存続が川辺町の福祉に欠かせないものと認めたものです。

ところが、進捗状況は芳しくないという噂を聞き及んでおりまして、誠実に対応がなされていない印象を受けました。

第1点は、支援額のうち、経理専門担当者採用の予算がありましたが、公募が遅々として進んでいない点。

第2点として、社会福祉協議会の斬新を図る旨の答弁があったにもかかわらず、一向にその兆しが見えません。本当に建て直しをする意思が当該社協にあるのか、行政側の見解をお尋ねいたします。

確かに川辺町と当該社協は別法人ではありますが、貴重な財源を提供しました。上記の理由から、議会も可決し認めましたが、このまま看過することはできません。また、立て直しと同時並行で、このような事態になった原因究明は当然の仕儀であります。原因究明、責任の所在明確化は、今後の当該社協の将来のあり方を決定づけるものと考えております。

併せてこの点について見解をお尋ねいたします。

**議長（桜井真茂君）** 健康福祉課長 横田博生君。

**健康福祉課長（横田博生君）** お答えいたします。はじめに、これまでの経緯を簡単に御説明させていただきます。

7月28日の新聞報道で、「川辺町社協が財政難」、「町議会3千万円支援を決定」などの見出しを拝見され、町民の方は驚かれたことと思います。

この新聞報道から日付を遡ること、令和4年12月の時点で、令和5年3月の人件費が不足する可能性がある、いわゆる資金ショート危機がある旨、同協議会から話があり、これに対して町の支援、第三者の介入などについて検討いたしました。

1月には、町健康福祉課から県の関係機関に対して、同協議会の財務状況の説明、相談を行い、経営改善に精通するコンサルタントを紹介していただきました。

この危機的状況に議会からは、「同協議会は地域福祉の主体として大変重要な団体であり、その存続については言うまでもなく、一刻も早く対策を講ずるべき」とのご意見をいただきました。

2月には、コンサルタント事業に関する財政支援の予算として、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分をさせていただき、同協議会と経営コンサルタント事業を手がける一般社団法人の間で、経営改善支援業務契約を締結、経営改善に着手いたしました。

令和5年2月から3月の間で、コンサルタント、こちらは社会保険労務士と、公認会計士の有資格者でございます、によりまして、同協議会の財務状況、各事業の経営状況調査、

福祉事業所の先進事例を踏まえながら、課題、改善の手法などが明確に示されました。

なお、町健康福祉課の課長、課長補佐もこれに同席し、事業の進捗状況の把握や必要に応じて町の考え方を述べるなど、経営改善に向け協力してまいりました。

令和5年4月以降は同協議会が行う事業の中で、経営状況が芳しくない介護事業に対して、介護事業経営に精通いたしましたコンサルタントが、介護事業所の現地視察を行い、課題の洗い出しを行いました。

現状の課題等を踏まえ、同協議会では、経営改善計画、こちら中期財政計画を含むものがございます、を策定し、組織体制の強化、指揮命令系統の明確化、収入の確保と支出の削減をするため、営業活動の推進や、職員人件費の抑制など、様々な改善に取り組んでおります。しかしながら、これまでの累積赤字が影響し、資金繰りが大きく改善するまでには至らず、常に資金ショートが危惧されておりました。

さらに、施設設備の老朽化に伴う修繕費などの資金の捻出にも苦慮しておりました。

この間、健康福祉課と事務局長などによる連携会議、コンサルタントによるフォローアップが継続され、5月に議会へ経過報告を行いました。

6月の同協議会の理事会では、令和4年度事業報告及び決算が承認されたほか、町への財政支援、3千万円の要望書提出について決定がされました。

町はこの要望書を受領し、対応について検討いたしました。

7月には、同協議会の会長、事務局長、各事業の責任者が議会に経営改善計画、中期財政計画、財政支援要望の説明を行いました。

このような経緯を経て、7月27日の臨時会で同協議会への財政支援に伴う補正予算が可決され、冒頭申し上げました28日の新聞報道となったものでございます。

それでは、ご質問の1点目「経理専門担当者の公募が進んでいない点」について御説明をいたします。

7月27日の臨時会の結果を受けまして、同協議会では、8月21日に臨時の臨時会を開き、経営改善事業の補正予算を決定し、9月6日からハローワークで事務局長及び会計責任者の2つの職種を公募しております。また、この公募によるほか、2つの職種の適任者を模索されておりましたが、結果には結びついておりません。

議員も御承知のとおり、経営悪化の要因の一つでもある「組織体制の確立」は、コンサルタントからも指摘がされており、改善の項目の中でも優先順位が高いものでございます。町としましても、同協議会に対しまして人材確保について、できる限りの助言、支援を行ってまいります。

次に御質問の2点目「本当に建て直しをする意思が当該社協にあるのか」について御説明いたします。

経営改善の中で示された動議協議会の組織図では、改善前と改善後では大きく異なっております。まず、改善前は理事会の下に常務理事が置かれ、その下は事務局長、その他の職員は全員横並びとなっており、80人を超える組織としては、命令系統、連絡報告体制が脆弱になっており、適切ではありませんでした。

改善後は事務局長の下に事務局長補佐する次長、次長の下に、地域福祉、介護福祉、障がい福祉の各事業の課長職を、さらにその下にそれぞれの事業を担当する職員が置かれて

おります。また、事務局長、次長、課長、担当職員それぞれの職務内容、上司部下、責任範囲などが明確化されました。

御質問の中で「一向にその兆しが見えません」とあります。

これにつきましては、同協議会の経営改善は介護事業を中心に前向きに進められており、4月から8月の収入実績ベースで対前年比約160万円の増収、支出実績では約2千640万円の削減となり、令和6年3月末までの資金ショートは回避される見込みとなっております。しかしながら、歳出削減の大きな要因は、職員の退職や6月期のボーナス削減による効果であるため、楽観視はできません。

なお、先の補正予算の附帯決議にあります「議会への経過報告について」は、必要に応じて、経営改善の進捗に関して同協議会の職員から報告をしていただき、議会に説明しまいりたいと考えております。

また、「このような事態になった原因究明、責任の所在の明確化」につきましては、今後の経営改善を進めるにあたり、同協議会にとって必要不可欠であると考えます。原因を明確にする原因を明確にすることにより、再発防止ができますので、町としましても、同協議会と協議いたしまして、原因究明の手法につきましては、検討させていただきたいと思っております。

最後に、川辺町社会福祉協議会は、地域の社会福祉事業の中心的な事業者として位置づけられていることも事実でございます。

このため、同協議会や経営改善を図り、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営を確保できるように、コンサルタントと連携しながら改善を進めて参りたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁を終わります。

◎9番（櫻井芳男君） 議長、再質問をお願いいたします。

◎議長（桜井真茂君） 櫻井芳男の再質問を許可します。

◎9番（櫻井芳男君） 3つばかり、まず課長にお尋ねしたいんですが。「県の関係機関に対して」という文言がございました。県はどのような反応をされたのか。

そして、「コンサルタントの課題改善の手法などを明確化」についてであります。結論的にはどのようなことか、明確に示されたことの対応がなされたかどうかということも1点。そして、9月6日からハローワークで公募等ございましたが、これは遅いんじゃないでしょうか。3ヶ月経過しまして、やっと出してるということも、我々は7月27日に臨時会を開きまして、その緊急性ということで、3千万を可決したわけですが、その点にはどういうふうにお考えでしょうか。お願いいたします。

議長（桜井真茂君） 健康福祉課長 横田博生君。

健康福祉課長（横田博生君） それでは櫻井議員の再質問についてお答えいたします。

まず1点目の「県の関係機関に対してについて」の御質問です。県の関係機関とは、岐阜県社会福祉協議会のことでございます。経営改善を進めるため、識見を有する方を御紹介していただいたものでございまして、町の社会福祉協議会の経営について分析などをしていただいたわけではございませんので、よろしくようお願いいたします。

続いて2点目でございますが、「コンサルタントの課題改善の手法等の明確化」についてでございます。

コンサルタントの分析では、同協議会が行っている各事業の課題や、改善手法は違いますが、結論としては、事業拡大や、事業収支の見込み誤りで、法人組織としての管理、統治などのガバナンスが適正に行われていなかったことが原因というふうに分析をされております。

次3点目ですね、9月6日からのハローワークの公募が遅いのではないかと御質問です。議員御指摘のとおり、7月27日には、町議会の臨時会で3千万円の補正予算を議決させていただいております。

8月21日に町の社会福祉協議会では、臨時の理事会が開かれ、経営改善事業の補正予算の承認、9月6日の公募ということになっております。一般的にですが、事務事業を進めるに当たりましては、一定の事務処理期間は必要と考えます。しかしながら、資金ショート危機が見込まれる状況において、経営改善の旗振り役となる重要な人材を確保するためのスケジュールとしましては、議員御指摘のとおり、迅速な対応が望まれるものと町としても考えております。

◎9番（櫻井芳男君） 再々質問、よろしいでしょうか。

◎議長（桜井真茂君） 会議規則第57条のただし書きを準用して、櫻井芳男君の再々質問を許可します。

◎9番（櫻井芳男君） これ、町長にお聞きしたいんですが、今の答弁書の中で、「同協議会と協議し、原因究明云々」ということがございました。同協議会の誰と協議するのか、また人の目を気にする等が働いて原因究明が本当に可能なかどうか、そこら辺のお考えをちょっとお聞きしたいんですが。

◎議長（桜井真茂君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） お答えをいたします。私はこれまで、5回ほど、会長さんと1対1でお話をさせていただいております。その中で今回の臨時会でお諮りしたような3千万円の要望も頂戴をいたしました。最高責任者の社会福祉協議会の会長が、我々に、ある意味助けを求めてこられたというような感覚ではおりましたけれども。

非常に川辺町の社会福祉について、重要な政策、或いは施策をとっておられますので、この機関はいかんせん、なくしてはならない機関だというふうに思っております。私自身は、会長とお話をしております。以上です。

◎9番（櫻井芳男君） 議長、所見を述べて、次に移りたいと思います。

◎議長（桜井真茂君） 櫻井芳男君の、それを許可します。

◎9番（櫻井芳男君） まず、ちょっと今気になりましたのは、社協の理事会が8月の末ごろでしたかね、今から8月21日ですか。これも非常に社協の理事会自体が、動いてないってことで、実務担当者の局長等の方は公募が9月6日ということで、かなり遅れてるってことは、危機感がないんじゃないでしょうかね。

緊急性を要するということで7月の27日、ちょうど、我々は選挙を洗礼を受ける前に、前の議会でそれを可決しました。なぜなら、緊急性、ごめんなさい、町民の皆さんが、社協という組織が非常に大事であるということ。それと、我々もそういう認識で3千万円を認めたわけです。

そこらへんが理事会も含めて、危機感がない緊張感がないということは、これ非常に大きな問題だというふうに考えます。

そしてもう1つは、附帯決議の遵守を、これは何度もお願いしたいということ。そして、町民の皆さんには、どうも事実関係がよくわかっておられないような気がします。町と、川辺社協は、一体化されてるようなふうな誤解があるような気がします。だからそこらへんを明確にして、皆さんに知らしめるということ。そして町民の皆さんにもこの問題について真剣に考えていただくというようなアピールといいますか、そういうことをやっていただきたいということで、1番目の質問は終わります。

続きまして、小学校統合についてお願いいたします。

最近、町民の方からよく聞かれるのが、小学校統合、小中一貫校の計画はどうなっているのかという問い掛けです。確かに具体的な動きは、議会に対しても何ら説明がなされていないような状況と考えております。

(1) 町民に説明が十分になされているのか、また町民の合意ができているのかのお考えをお聞かせください。

(2) 2030年に、実際に完成できるのか。

地方自治の責務は大きく言って二つあると考えます。一つは社会福祉の充実、もう一つは義務教育の充実だと考えております。この重要な義務教育の問題が町民の中で話題となっていない現状は危機感を感じざるを得ません。備えても解決は見出せません。義務教育の充実を図り、安心して子育てができる、そして個々の子供たちの個性を伸ばせる学校がある川辺町に住みたいと思ってもらえるような学校づくりを目指すべきじゃないかと考えています。幸い川辺町は災害の少ない地理的条件を持っております。

このような視点で、小学校統合、小中一貫校を実現すべく、改めて進捗状況と町民に対する説明を一層加速するのか、また、将来に禍根を残さない学校づくりに向かう展望があるのか、お聞かせください。

◎議長（桜井真茂君） 教育長 白村茂君。

◎教育長（白村茂君） それでは桜井議員からのご質問ありました、小学校統合についてお答えいたします。

小学校の再編・統合につきましては、平成29年度末に、川辺町小学校将来構想策定委員会からの提言を受け、教育委員会や川辺町小学校再編計画策定委員会等で検討を重ね、3つの小学校を統合し、現在の中学校の敷地内に建設することとする再編計画の策定、概算事業費の算出等を行いました。そして、令和3年度から令和4年度にわたり、これまでの経緯と建物の配置等について、各地区での説明会や議会の皆様への説明をして参りました。

そこで1点目の「町民に説明が十分なされているのか。また、町民の合意はできているとお考えなのか」というご質問でございます。

令和元年度末からのコロナ禍の影響もあり、一定期間、町民の皆様に対する説明会が開催できない状況が続きましたが、令和3年度より感染状況に注意を払いながら、各地区で説明会を開催して参りました。

説明会においては様々なご意見・ご要望をいただき、現在の計画に関していくつかの課題があることを認識することになりました。主な課題といたしましては、1つ目、運動場が狭いのではないかと。2つ目、体育館は一つで大丈夫か。3つ目、通学の安全は大丈夫か。4つ目、小学校1年生から中学校3年生までが同じ場所で生活することへの心配。5つ目、



できるだけ早く小中一貫教育を始めて欲しい。6つ目、川辺北小学校が複式学級になる前に統合して欲しい。7つ目、スクールバスの運行を丁寧に研修検討して欲しい。8つ目、中学校校舎の建替え時期との整合はとれているのか。等々でございます。

令和5年度に入りまして、これらの課題解消に取り組んでおります。中には、物理的に困難な課題もございますが、工夫をすることでできる限り解消し、改めて議会の皆様を含め町民の皆様にお示しできればと考えております。

他方で、少子化が加速しております。全国的には令和4年中の出生数は77万人ほどで、初めて80万人を下回り、合計特殊出生率の1.26とともに、いずれも過去最低となりました。川辺町におきましても、令和2年、令和3年、令和4年は50人ほどの出生数で、それまでの70人から80人に比べると大幅な減少になりました。コロナ禍の影響もあるかと思えますけれども、今後の推移を注視していく必要がございます。

そして、この子供の数は、統合小学校の施設規模にも影響を及ぼすことに繋がり、この点においても十分な見極めが必要と考えております。

次に2点目の「2030年（令和12年）に完成できるのか」というご質問でございますが、現在のところはその予定でと考えております。ただし、前段で申し上げましたとおり、統合に向けての様々な課題が存在することも事実でございます。これらの課題を検証し解消していくことが必要となりますので、その旨ご理解いただけますようお願い申し上げます。

また議員仰せのとおり、少子化による人口減少問題を考えたときに、小中一貫教育を含め、よりよい学習環境で学校生活を送れることは、子育て支援の充実とともに大きな魅力でございます。小学校統合もそれに感染する関連する重要な事業であることは重々承知しております。今後とも住民の皆様には、様々な媒体機会をとらえ、情報発信をしていくとともに、改めて説明会を開催するなど、丁寧に進めて参りたいと考えておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

◎9番（櫻井芳男君） 再質問をお願いします。

◎議長（桜井真茂君） 櫻井芳男君の再質問を許可します。

◎9番（櫻井芳男君） 答弁の中で、改めて説明会を開催するなど、丁寧に進めて参りたいということですが、今具体的に、予定というものがあれば教えていただきたい。

◎議長（桜井真茂君） 教育長 白村茂君。

◎教育長（白村茂君） 最初の答弁で申し上げましたとおり、課題がまだ解決、解消できておりません。ただ完全に解消できないものの中にはございますので、そのあたりの調整をとって改めて説明会に移りたいと思いますので、これまでの説明会の内容と、やっぱり若干こう内容を変更したもの、もしくは代替案になるようなもの、等々がお示しできる時期を見計らってですね、改めて町民の皆様及び議会の皆さんも含めましてですね、関係者の皆様も調整取りながら、丁寧に説明会を開催していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎9番（櫻井芳男君） 所見を述べて、次に移りたいと思います。

◎議長（桜井真茂君） 櫻井芳男君のそれを許可します。

◎9番（櫻井芳男君） 先日のテレビで、長野県の軽井沢町は条件が非常にそろってるかもしれませんが、子育てのために東京の都心から移転するという、多数の家族が、テレビで放送されてました。

川辺町は軽井沢と比べて落ちるか落ちないかは別としまして、そのようなまちづくりということを、念頭に置くということが、全国的に人口減少であるわけですので、少なくとも川辺町は、子育てに適した、そして安全な安心な町だというような、一つの何て言いますか、PRの点をですね。色って言い方はちょっと不適切かもしれませんが、そのような川辺町のまちづくりをしていただきたいというふうに思いまして、終わりたいと思います。

続きまして、福島地区企業進出についてです。

川辺町福島地区及び美濃加茂市上米田地区に企業進出の話聞いて久しいです。また、再三地権者説明会がありましたが、いまだ具体的になっていないようです。

さて、地権者の方たちからお聞きしたところでは、いつになったら具体的な動きになるのか、地権者の皆さんは疑心暗鬼のようです。この大きなプロジェクトは、そもそも町が誘致を進めていないものと認識しておりましたが、これまでの経緯を見ますと、町がかなり関わっているようにも思います。企業が川辺町に来てくれれば大変喜ばしいことなんですが、町としての姿勢が地権者の皆さんに不信を与えているように思います。

今後、町としてこれまでの対応を反省し、今後の展開に町としての姿勢を明確にすべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

◎議長（櫻井真茂君） 参事 井上健君。

◎参事（井上健君） お答えいたします。最初に、今回3人の議員の皆様方から本件に関しましてのご質問をいただいておりますので、前段で、先の6月定例会におきまして井戸三兼議員の一般質問の答弁として、町長がお答えさせていただいた内容と重複するところがございしますが、地域未来投資促進法による企業進出につきましてお話をさせていただきます。

この法律は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済を牽引する事業」を支援し、地域経済の発展に資することを目的に、従来企業立地促進法が改正されたものでございます。

この法律により、国が基本方針を策定、これに基づき県や市町村がそれぞれの地域特性を踏まえた基本計画を策定できることになっております。事業者は基本計画が策定されている自治体に進出をしたいというふうに考えた場合につきまして、当該自治体の基本計画に沿った地域経済牽引事業計画という計画を策定し、その計画が承認されますと、事業実施が可能となるというものでございます。

本町の場合は、川辺町単独の計画はなく、岐阜県が策定している計画に位置付けられております。また事業者が策定します「地域経済牽引事業計画」には、事業の内容及び実施期間、事業を行おうとする者及び共同して行う場合は、その者に関する事項、実施場所、必要な資金の額及びその調達方法、事業実施による付加価値創出額等を記載しなければなりません。県ではこの計画が地域の特性を活用しているか、高い付加価値を創出することができるかなどの経済的効果が見込まれると判断した場合に、承認するということになっております。

さて、ご質問は、本事業の推進主体の整理とそれを踏まえた町の姿勢の明確化でございます。結論から申し上げますと、推進主体は事業者でございます。ただし、県計画の相談窓口ということで、県はもちろんでございますけども、県内各市町村ではこの法律に基づき、進出希望事業者に関口を開いているというところでございます。

また、本庁に限って申し上げますと、現在進められている案件は、進出するエリアが、第1種農振農用地であるということで、本法律のですね、特例を活用する事業をということになりまして、今後地権者の合意を得た段階で、町において「土地利用調整計画」を関係団体等と調整を図り作成する必要があるとございます。

また、町内への企業進出は、川辺町第5次総合計画の主要施策の中で「産業立地の促進」「雇用機会の安定確保」を、また、第2期川辺町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても「企業立地促進事業」の中で、進出希望業者企業に対し、支援をするということを明記してございます。このようなことから、第2回地権者説明会以降、町としての考え方、つまり、企業進出に伴う雇用の確保、人口増加、税収の確保といった様々なメリットがあるということをお話をさせていただいている状況でございます。

議員仰せの地権者の皆さんに不信感を与えていることにつきましては、私どもの耳にも入っておりますので、今後は誤解のないように対応させていただきたいと思っております。なお、地権者説明会の際には、地権者の皆様の合意がえられなければ、この事業は白紙撤回となることや、仮に合意となっても事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」が県の方で承認されなければ、事業は断念せざるを得ないことを不動産業者や町の方でもお話をしておりますので、この点につきましても改めて御理解を賜りたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後の関わり方につきましても事業主体は事業者であることに変わりなく、本法律に基づき町は町としての役割を果たしていくこととなりますので、重ねて御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎9番（櫻井芳男君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（桜井真茂君） 櫻井芳男君の再質問を許可します。

◎9番（櫻井芳男君） 3人の議員の方が質問するわけですが、私の質問の一番の目的っていかん目は、今までの川辺町の対応が地権者の皆さんに誤解を招いたと。誘致と進出の違いをご存知ないような。で、法律があつてこういうふうになるという説明が十分になされてないということは、伝わってないような気がします。「今後は誤解のないように対応させていただきます」ということですが、具体的に何か今、お考えを持っておられるのか、予定があるのか、ちょっとお聞かせください。

◎議長（桜井真茂君） 参事 井上健君。

◎参事（井上健君） はい、ただいま櫻井議員から2次質問をいただきました「今後の誤解のない対応」ということで、具体的なことを考えているのかという御質問でございます。

今後、次回説明会を開催するというふうに約束がされておりますので、その際にですね、今、議員がおっしゃったようなことを明確に皆様方にお伝えをしたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

◎9番（櫻井芳男君） はい。では、所見を述べて次に移りたいと思っております。

◎議長（桜井真茂君） 櫻井芳男君の、それを許可します。

◎9番(櫻井芳男君) 私も説明会に出席させていただきました。ある地権者の方から、「町は責任が取れるかどうか」ということを町長にお聞きになったと。町長は非常にユーマアで、私自身は理解できたと思っておりましたけれども、地権者の方はそういうふうじゃなしにもっと●●●●●のような感じで受け取られたと思います。

その点で町の今までの何て言いますか、態度という言い方おかしいんですが姿勢がちょっと誤解を招いたということで、そこを肝に銘じて、「これは進出であるということ」を、そして「事業者の方で動くことが、フォローはしますが」というようなことでやっていただくことが肝要だと思うんです。皆さん期待されてたのに、なんか今非常に停滞してるという状況ですから、その点を御留意いただきたいというふうに思います。

次に移ります。次は、文化財保護についてお聞きします。

川辺町に多数の文化財が存在していると思います。これまでどのように、管理、保全を実施しているのか。時々文化財の標柱を目にしますが、木製の物は傷みかけている物も見かけます。

また、今後、新たな文化財の登録をどのように実施されるのか、川辺町の文化財保護等方針を併せて伺います。

◎議長(桜井真茂君) 生涯学習課長 佐伯毅彦君。

◎生涯学習課長(佐伯武彦君) それでは議員から御質問のありました「文化財保護について」お答えいたします。

川辺町で現在指定しています文化財は、建造物や美術工芸品等の有形文化財が27件、史跡や名勝、植物の記念物が21件、無形民俗文化財が2件で、合わせて50件ございます。

指定している町指定文化財の多くは、個人または地区などの団体所有のものが多く、それぞれで管理・保全をしていただいております。川辺町としましては、この文化財に係る保全行為(保全行為とは、文化財の剥落、腐食防除等の修理、環境整備等の管理や保存復旧)それに対しましてかかった費用の2分の1の額を補助しております。

また、町指定文化財であることを示す標柱に関しましては、現在、木製のものが多く、腐食が進んでいるものもあるため、順次、アルミ製の標柱に更新を行っております。

今後、新たな町指定文化財の候補につきましては、今のところはありますが、町指定文化財の中で、特に文化価値の高いものにつきましては、町文化財保護審議会へ諮問し、県指定文化財への申請も検討していきたいと考えております。

加えて、文化財につきましては、保存するのみではなく、その活用についても課題でありまして、町指定文化財や天然記念物をめぐるコースを設定した、めぐるツアーもですね、継続して実施をしながら、町の歴史や町指定文化財の理解を深めていただけるよう努めて参ります。以上で答弁とさせていただきます。

◎9番(櫻井芳男君) 再質問をお願いします。

◎議長(桜井真茂君) 櫻井芳男君の再質問を許可します。

◎9番(櫻井芳男君) 2点ですが、50件指定の文化財の現状を把握されているか、どんな状態になってるかということ、町として調査されてるのかどうか。

もう1点は、これまでに費用2分の1、補助があるということですが実績はどのぐらいあったのか、その2点ちょっとお願いします。

◎議長（桜井真茂君） 生涯学習課長 佐伯毅彦君。

◎生涯学習課長（佐伯毅彦君） まず再質問のですね、1点目でございます。

今、文化財のですね、指定されているものについての状況の把握ということでございます。状況の把握につきましては、年に1回ですね、巡回を行っております、先ほどお話しした標柱だけではなく、文化財の保護についてですけれども、剥離等のですね、状況もないかどうかということも含めてですね、確認をしております。

それから2点目のですね、2分の1の補助についてのですね、状況でございますけれども、正確な数字につきましては、今ちょっと現在答えは持ち合わせていないんですけれども、ここ数年で3件ほどのですね、補助の方を交付しております。以上です。

◎9番（櫻井芳男君） 所見述べて終わりたいと思います。

◎議長（桜井真茂君） 櫻井芳男君の、それを許可します。

◎9番（櫻井芳男君） 川辺町にも50件ということで、教えていただきました。やっぱり大事な財産ですので、年に1回、全部が回ることをされてるというふうに、今、回答で解釈しますが、それと説明を十分、その、個人でお持ちのものもあると思いますので、そこらへんもこういうふうですよ、ということを出していただくような方向で、町民の方というか、財産を持って、文化財を持っておられる方に説明を十分されて、長く保存していただくようお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

◎議長（桜井真茂君） 以上で、櫻井芳男君の一般質問を終わります。

議席番号5番 佐伯雄幸君。

◎5番（佐伯雄幸君） ただいま議長より、発言許可をいただきましたので、質問に移らせていただきます。学校給食について、教育支援課長にお聞きいたします。

全国で学校給食を提供する運営会社が、事業停止状態に陥っているとの報道がありました。あるデータバンクによりますと、2022年度の給食業者の業績が6割ほどが不振だということが書かれ、聞いておりました。

そんな中、広島に本社を置き、九州から東北まで約150施設の食事提供をしておりますが、契約するその半分で給食の提供を取り止めているとのこと。

その理由としては、物価、人件費の高騰などにより、経営が行き詰まったことが主な原因と報道されております。

川辺町でも、東京に本社を置く給食調理業務の会社と委託契約をしています。町としても、常に様々な不測の事態を想定し、委託業者の運営状況を把握していくことが必要だと思いますが、次の2点についてお伺いします。

(1) 川辺町が委託している給食調理業務の会社の運営状況はどうか。

(2) 委託業者が、突然事業停止状態になった場合には、町としてどのように対応していくのか、この2点についてお答えください。

◎議長（桜井真茂君） 教育支援課長 鈴木秀樹君。

◎教育支援課長（鈴木秀樹君） それでは、議員からの御質問にお答えします。

全国で学校給食を提供する運営会社が経営の問題により、事業停止状態に陥り、関係する学校等の給食が停止している状態であることは、大変問題であると認識しております。

学校給食は、成長期に当たる児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた食事を提供することにより、健康の増進、身体の発達を図っております。

また食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材でもあり、子どもたちにとっては欠かせないものでございます。

そこで、議員の御質問2点についてお答えさせていただきます。

1点目でございます「川辺町で学校給食を委託契約している会社の経営状況について」でございますが、現在川辺町において学校給食とこども園の調理業務を外部委託しております。この会社とは、令和4年度から令和8年度までの長期継続契約をしております。

この会社は、近隣での給食調理業務の受託の実績もありまして、全国でも多くの同様の実績がある会社でございます。また、現在の経営状況に特段の問題はないと認識しております。

2点目でございます。突然の事業停止状態になった場合の対応についてでございますが、数日は非常用の給食が給食センター各学校等に備蓄されておりますので、それを使用することは可能であるかというふうに思っております。ただし、長期間にわたる場合は、各自弁当の持参ということになりますが、主食ですとか牛乳などの対応が可能であれば、それを使用しまして、保護者の方のご負担を少しでも軽くするように対応したいと思っております。

このような緊急的な措置を講じている間に、停止状態になった原因や状況によって、新たな委託業者との契約等の対策を実施したいと思っております。

冒頭でも申し上げました通り、給食は子供たちにとって欠かせないものでございます。

そのため、議員のご質問のとおり、非常時の対応を想定していくことや、委託業者の経営状況を把握しておくことは重要なことであると認識しておりますので、本庁としましても、非常時に対応できるように、常に危機意識を持って業務にあたりたいと思っておりますので、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

◎5番（佐伯雄幸君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（桜井真茂君） 佐伯雄幸君の再質問を許可します。

◎5番（佐伯雄幸君） 今お聞きしましたところ、委託契約をしている会社は健全であるということ。そして、たとえ突然の事業停止上状態になっても、数日間は子供たちに給食が行き届くということですが、給食を出すにも、人手が要ると思います。

絶対そんなことはないと思いますが、もしもですよ。その会社が雇用をしている人達をたとえ数人でも、言葉悪いですけど、連れて行ってしまったとなると、やはり人手が足りないとは私思っております。残っている人たちに働いていただくのもいいんですけども、やはり何らかの形で、雇用を少し、数人ぐらい雇わないかん時もあると思っております。やっぱりその時には、どうしても賃金が発生すると思っております。

このような状態を、やはり思索しながら支援課としては、いろんな方面でやっぱり考えておられるのか。そのへんをちょっとお伺いしたいと思っております。

◎議長（桜井真茂君） 佐伯雄幸君に申し上げますが、再質問の趣旨をもうちょっと簡単に述べていただけると助かりますが、いいですか。趣旨はどうぞ。

◎5番（佐伯雄幸君） はい、なら、すいません趣旨。

人が出てき・・・、あ、事業停止になってしまう。そうすると、今度給食を作るにも、僕は人手が要ると思うんです。そのために、そのためにですよ。人を雇うからには賃金が発生すると。わかりますかね。そんな少ない人数で給食なんてできないですよ、きっとやろ

うと思ったら。だからその時には人を雇って、やっぱり作っていかなくてはならないかなと。そのためにはやっぱり、賃金が発生してくると僕は思っるとるんやけど、そのへんのところ、状態か状況は、集約さされていますかちゅうことですね。どういうふうに流れを作っておられますか、ということですか。あかん？

◎議長（桜井真茂君） わかりますか。

◎教育支援課長（鈴木秀樹君） はい。

◎議長（桜井真茂君） 教育支援課長 鈴木秀樹君。

◎教育支援課長（鈴木秀樹君） はい。お答えします。佐伯議員の御質問にあったことの趣旨として、従業員の方の対応ということによろしいのでしょうか。

その場合ですね、もともとみえた方の従業員の対応というふうに理解したんですけども、そこについての賃金が発生するんじゃないかというようなお話だったと思うんですが。

それをやるためにはですね、いくつかの項目について注意・留意する点があると思います。

例えばですね、委託業者の方の今後の見込みも含めた経営の状況、その時の。それからその方たちの会社との雇用契約の状況。それから、これ大切なことだと思いますけども、従業員の方のご意思とかですね、ご意向ですね。あと代行保証制度の活用の可能性であるとか、あと場合によってはですね、今おっしゃったような、賃金とおっしゃったんですけども、必要に応じた予算措置というのが必要になるかもしれません。

こういったことをですね、精査させていただいたうえで、選択肢としてですね、今おっしゃったようなこと、他の可能性もあるかもしれませんが、適切にその際には判断させていただきます、いきたいというふうに思っております。

いずれにしましてもですね、議員ご心配していただくとおりですね、給食の停止っていうのはもしもということであってもですね、大変な事態であるというふうには思っておりますので、そのような事態に陥りましたら、子どもたちのためにもですね、早急に稼働ができるように対応したいというふうに思っております。以上です。

◎5番（佐伯雄幸君） 議長、所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（桜井真茂君） 佐伯雄幸君のそれを許可します。

◎5番（佐伯雄幸君） よくわかりました。たとえ給食事業が停止状態に陥っても、子どもたちや親の皆さんにはあまり負担をかけなく、学校給食を提供していかれると、いけるということで、そのためには、すでに危機意識を忘れずに、業務に当たると。

我々も危機意識をしっかり持って、行政をつかさどる皆さんとともに、しっかりといろんな情報交換をしながら、その先の川辺町を見据え、行動していかなければならないということをお伝えして終わります。

◎議長（桜井真茂君） 以上で、佐伯雄幸君の一般質問を終わります。

議席番号7番 市原敬夫君。

◎7番（市原敬夫君） 議長より許可をいただきましたので、少子化における福祉政策について、関係課に質問をいたします。

核家族化が進み、若いご夫婦が、初めて出産育児をするには大きな不安もあり、行政におけるきめ細かい支援が大切であります。

また、少子化を防ぐためにも、少しでも安心して出産、子育てができる環境は非常に重要であると考えます。

当川辺町では、出産や子育てについて、健康福祉課や教育支援課を中心にいろいろな施策を講じてみえると思いますが、その支援の実態と課題、今後の取り組みについて、次のとおり伺います。

- (1) 産前産後の妊産婦等へのケアの実態について
- (2) 育児相談や母親の交流の場の現状について
- (3) 育児家庭における育児放棄や虐待等の現状と対策について。
- (4) 子育て環境施策の今後の取り組みについて

以上、質問をいたします。

◎議長（桜井真茂君） 教育支援課長、鈴木秀樹君。

◎教育支援課長（鈴木秀樹君） それでは、議員からのご質問にお答えいたします。

少子化の進行が地域社会や社会経済へ多大な影響をおよぼしていることは、国や自治体にとりまして大きな課題でございます。

その中でも、議員御指摘のように、出産や子育てに関する支援は非常に重要であると考えております。

そこで川辺町においての出産や子育てに対する施策や、教育支援課や、その他関係課も含めまして、御質問の4点についてお答えさせていただきます。

1点目の「産前産後の母親等へのケアの実態について」は、法令等により、産前産後の母親への支援が自治体に求められている中、川辺町では以下のような支援を実施しております。

1つ目ですが、産後うつの軽減や予防から助産師による訪問型と宿泊型の産後ケア。

2つ目でございますが、妊娠と出産後の経済的な支援と、その際にアンケート調査を実施しまして、母子のお困り感を把握しまして切れ目のない伴走型相談支援を実施しております。

3つ目ですが、妊娠期妊婦健診補助券と、産婦健診補助券の発行。

4点目ですが、すべての出生時の訪問事業により、出生時の厚い発育発達の確認をし、産後の母親の心身等の支援。

代表的な支援事業については以上のようなものになります。

2点目の「育児相談や母親の交流の場の現状」でございますが、保育士や保育教諭等によるプラット相談窓口や、乳幼児健診、健康診査その他、随時相談機関を設けて相談対応をしております。

母親を中心とした交流の場としては、家庭教育の観点から0歳から3歳児の学級を開催し、月に1回、仲間づくりや学びの場を設けて交流の場としています。

その他、おおよそ教室に通級している保護者同士が交流できる場の提供や、子育て支援センターでの育児相談を交えた交流、年4回、妊婦とその家族などの支援者を対象に仲間づくり等を目的とした妊婦学級も実施しています。

3点目の「育児家庭における育児放棄や虐待等の現状と対策について」でございますが、現状として、川辺町の要保護児童等の進行管理ケースは、8月末時点で入所が1人、要保護が5人、要支援が12人、要見守が8人となっております。



これらは、保護者が精神疾患を抱えている、経済的困窮等の複合的な問題を抱えているケースが多く見られます。このようなケースで虐待通告などがあった場合、保護者への指導や一時保護を実施するだけでは解決せず、関係機関と連携しながら長期的に関わっていくことが多数あります。

対策として、多岐にわたる問題を解決するために、子ども相談センター、社会福祉協議会、学校等との関係機関との連携、情報連携を確実にを行い、子どもたちの安全を守るように努めております。

最後に4点目として、「今後の取り組みについて」ですが、川辺町子ども育て支援事業計画の基本理念「すべての子どもが、良質な養育・保育・教育により、健やかに育つまち川辺」により、関係機関同士のさらなる連携を強化し、児童福祉法の改正により、来年度設置予定の、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化した「こども家庭センター」により新たな取り組みを実施していきたいと考えております。

議員御指摘のとおり、少しでも安心して出産、子育てができる環境は非常に重要であります。これを踏まえまして、本町としましても、必要な支援は実施していきたいと思っております。何卒御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

◎7番（市原敬夫君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（桜井真茂君） 市原敬夫君の、それを許可します。

◎7番（市原敬夫君） 今、答弁がありましたように、川辺町では、関係機関などと連携し、出産子育てなどの環境はかなり整備されていると考えます。

しかし、これら多くの施策が、当事者にとって、本当にニーズに合ってるかどうか。

利用の実態はどうかなどを検証し、次の施策につなげていただくことが重要であると考えます。

保護者の中には、今お話のように、母親の健康不安や貧困などいろいろな問題を抱え、悩んでみえる方もあり、一層のきめ細かい支援体制の充実が必要と感じます。

例えば、育児中のお母さんが、いちいち子育てから解放されるような、子供たちを安心して預けられる施設が常時整備されているなど、お母さんが充電できる環境が必要ではないかと考えております。

国も子供家庭庁がスタートし、川辺町でもその面の施策が進むと思いますが、町民の皆さんから「川辺町で出産したい」「川辺で子供を育てたい」と言われるような、そして移住に繋がるような施策や支援体制の拡充をお願いし、質問を終わります。

◎議長（桜井真茂君） 以上で、市原敬夫君の一般質問を終わります。

議席番号1番 井戸三兼君。

ここで議場内換気のため休憩に入りたいと思います。10時20分を再開と定め休憩いたします。

（休憩 午前 時 分）

（再開 午前10時20分）

◎議長（桜井真茂君） 休憩を閉じ、一般質問を再開いたします。

議席番号1番 井戸三兼君。

◎1番（井戸三兼君） それでは一般質問を、議長の許可をいただきましたので行います。災害時避難所についての質問でございます。

今年は、殊のほか暑い夏でした。真夏日より猛暑日、35℃以上が続くことが当たり前となってきました。ローマでも40℃を超えるなど、世界中が、地球全体が熱くなっており、それに伴い、雨も常識を超えた降り方が頻繁に起こるようになりました。

おかげと川辺町は大きな災害に見舞われておりませんが、災害はいつやってくるとも限りません。明日かもしれません。

川辺町の指定している避難所の多くは、地区公民館となっています。地区公民館へ避難するなら、自宅にいた方が安全という意見も見受けられ、この公民館が避難所として適しているか見直しが必要です。

一つ、地区公民館が避難所として適しているかどうかの、見直し議論はされているのでしょうか。

二つ、今年3月ごろに、宗教団体の会長と話をしたところ、一時避難所として使ってもらうことを、喜んで承諾していただきました。

その後、総務課長と防災担当と一緒に施設を見せていただき、整った宿泊施設を見て、『町としても願ったり、叶ったり』と町長に進言しておくことになりました。

その後の協定締結の進捗状況についてお伺いし、以上2点について明確な回答を求めます。

◎議長（桜井真茂君） 総務課長 重本佳明君。

◎総務課長（重本佳明君） それでは、議員からの御質問についてお答えいたします。

川辺町では、町内各地の12ヶ所を指定避難所として設定しております。その内訳は学校4ヶ所、こども園3ヶ所、その他の公共施設が5ヶ所でございます。またそれとは別に、「指定緊急避難場所」として30ヶ所を指定しております。

こちらは、そのほとんどが自治会の公民館等施設となっています。

まず、「指定避難所」の性質についてですが、こちらは災害により自宅で生活できなくなった方が復旧まで滞在生活する施設となります。主に大規模地震等での家屋損壊や大規模水害での広域の床上浸水による家屋被害を想定しています。よって、堅牢かつ収容規模の大きい公共施設を指定しています。

次に、「指定緊急避難場所」の性質についてですが、こちらは災害が発生、または発生する可能性が高まったとき、その場に留まっていたは命を落とすような状況から身を守るために、緊急かつ一時的、また最後の手段として逃げ込む先となり、開設運営も地元団体、自治会となるため、自宅から近い各地区公民館等を指定しております。

また、その他の避難としまして、自宅にとどまる「在宅避難」や親戚や友人、宿泊施設など「分散避難」が有効であると言われております。

そこで、御質問の「地区公民館が避難所として適しているか」については、災害の種類に応じて避難していただける場所は異なりますが、先に述べました性質から考えれば適していると言えますので、見直しの議論はしておりません。また、地域の公民館は身近な施設であるとともに、台所やトイレなどの生活設備が備わっていますので、いざというときの住民の生活を支える拠点として役割を果たします。町といたしましても、施設の機能強化のための財政支援などを行っております。御理解のほどよろしくお願いたします。

続きまして、「宗教団体」との協定締結についてです。

こちらの協定においては、井戸議員にご紹介いただいた後、内容について代表の方と協議をさせていただきました。

主な内容としましては、宿泊施設の利用、食事の提供、利用者情報の管理となりますが、想定としては大規模地震等により町内全12ヶ所の「指定避難所」の受け入れ人数を超える被災者が出た場合の依頼としております。締結の進捗状況といたしましては、今年度5月の打ち合わせ以降協議を重ね、協定書内容に問題がないことが双方確認できましたので、9月中に締結式を実施する予定でございます。

いずれにしましても、町内の各事業所様などとの「災害時応援協定」につきましても、一層の拡充を図るとともに、連携を深めて参りたいと考えておりますので、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

◎1番(井戸三兼君) 議長、再質問をお願いします。

◎議長(桜井真茂君) 井戸三兼君の再質問を許可します。

◎1番(井戸三兼君) この協定締結までに6ヶ月を要しております。なぜこれほどの時間を要するのかわかりません。なぜか、お尋ねします。

◎議長(桜井真茂君) 総務課長 重本佳明君。

◎総務課長(重本佳明君) ただいま井戸議員から御質問が再質問ありました件について、回答させていただきます。

期間がかかったことについては、おっしゃるとおり少々かかっていたということで、こちらについてはお詫びを申し上げます。

しかしながら本協定の前にもですね、ある会社と医薬品の物資を支給していただくという協定等、別の協定等も進めておまして、その関係で遅れた部分もあるというところがございますが、いずれにしましても、若干遅くなった、スピード感がなかった部分については否認めませんので、この場を借りてお詫び申し上げます。以上です。

◎1番(井戸三兼君) 議長、次の質問に入りたいと思いますので。

◎議長(桜井真茂君) 井戸三兼君の、それを許可します。

◎1番(井戸三兼君) 宗教団体の会長が、非常に快くあの、了解をしていただきました。

それで今後、協定をするということですので、ぜひよろしく願いをいたしつきまして、2問目に参ります。

先ほど桜井委員が、質問しました、福島地区への企業進出について質問したいと思いません。

3月議会で緊急質問を行い、6月で一般質問を行い、はたまた9月議会で再々質問するわけですが、その後の経過についてですね、一向に話がございません。町民の皆さんも大変関心があることですので、次の3点についてお尋ねいたします。

1つ、その後の進展はあったのでしょうか。あったならば、どのようなことでしょうか。

2つ目、6月10日の説明会において、仲介不動産業者が退き、他の業者が代替することでしたが、どこの不動産業者になったのでしょうか。

3つ目、町としては5万坪の大まかな施設配置図をいただいたのでしょうか。また、今後どのように取り組んでいくつもりでしょうか。

以上の3点について、どのようにお考えかお尋ねいたします。

◎議長(桜井真茂君) 参事 井上健君。

◎参事（井上健君） それではお答えします。井戸議員からは3つのご質問をいただいております。順にお答えさせていただきます。

最初にその後の進展についてでございますが、現時点で新たな動きはございません。

次に、これまでの不動産業者が退いたことによる、新たな事業者につきましても、現時点では決まっていないとのことでした。

最後3つ目。5万坪の概略施設配置図につきましても、現在は作成していないとのことでしたが、新たな不動産事業者が決定次第、策定をするということでもございました。

以上のような状況でございますけども、先の6月10日の地権者説明会において、進出企業の社長様が次回説明会の際には、概略施設配置図の提示と、新たな不動産業者の紹介について約束をされました。町としましては、事業者の動きに合わせていくということしかできません。

地域未来投資促進法に基づく企業の進出は、地域経済を牽引することを主眼にしたもので、川辺町をはじめ周辺市町村にも波及効果が大きいことから、国の基本方針とそれに基づく県計画、県基本計画に従い、事業者のですね、相談窓口として、引き続きその役割を果たして参りたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

◎1番（井戸三兼君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（桜井真茂君） 井戸三兼君の再質問を許可します。

◎1番（井戸三兼君） この福島地区の企業進出する場所はですね、第1種農地ということで、水田を作っておられる方が多いと思います。水田を作るにあたってですね、やはり、苗の手配だとかいろんなことをしなきゃいけないと、ということで、この話がどうなるのかがとても気になるころだと、地権者にとっては思われます。

で、そういうことの説明を地権者にはされておるのかどうか、そのへんをお聞きしたいと思います。

◎議長（桜井真茂君） 参事 井上健君。

◎参事（井上健君） はい、ただいま井戸議員から二次質問をいただきました。

地権者に対する配慮ということでございます。来年度の耕作についてでございますけども、「来年度の耕作についてはできます」というご案内手紙をですね、地権者様に郵便で、8月の初めにですね、郵送しておりますので、地権者様には、そういったことが伝わっております。

また地権者以外にもですね、あそこを借りて営農されてみえる方もみえますので、そういったところへの配慮もしっかりさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

◎1番（井戸三兼） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（桜井真茂君） 井戸三兼君のそれを許可します。

◎1番（井戸三兼君） 福島地区への企業進出については、いろいろと問題もございまして。

前にも申し上げたとおり、100万円の企業がこれをやるというようなことも、おかしな話です。

それで、この福島地域企業進出については、町の立場としては待ちの姿勢だということ等でございますので、そういうことをですね、地権者の方にきちっと説明していただいて、今後、進めていただきたいということと、何か他の企業を持ってくることはできないのかと私は思っております。そういうことについてもお考えをしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

◎議長（桜井真茂君） 以上で、井戸三兼君の一般質問を終わります。

次に、私が桜井真茂が一般質問を行いますので、議長席を石原副議長と交代します。

暫時休憩といたします。議員の皆様、執行部の皆様は、そのままお待ちください。

（正副議長交代）

◎副議長（石原利春君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議長が一般質問を行われますので、議会会議規則第52条の規定により、私が議長の職務を行います。

議席番号4番 桜井真茂君。

◎4番（桜井真茂君） 議長より許可をいただきましたので、ごく本当にごく稀ですが、議長の私が一般質問をさせていただきます。

この件につきましては、議員の皆様方には、御協力、御配慮賜りまして、誠にありがとうございます。

先ほど来、出ております福島市内の5万坪の企業誘致についてでございます。

福島地内の5万坪の農地を海外の社長が務める企業に売却し、全固体電池製造工場ができるという事業について、町長を含め、執行部として地権者説明会を開催しているのでしょうか。

私はこの計画は、国県の許可をいただかないとできないと思います。そこで質問させていただきます。

1つ、中に入っていた不動産会社は手を引き、6月頃の説明会は町長、参事が同席しましたが、町が主体となってこれを進めているのでしょうか。

2、そもそも川辺町には国県にご協力を求めたりする体力は、全く今のところないと考えていますが、いかがでしょうか。

3、地元国会議員に聞いても全く寝耳に水のような話で、町長から相談を受けたこともなく、国、県にその計画が通過する確率が、0.1%もないと言われましたが、どのようにお考えですか。

4、候補地は災害もなく、川辺町には小学校の統廃合が予定されておりますが、その候補地として、小学校の統廃合をやるのなら私も推進の立場でおりますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

◎副議長（石原利春君） 参事 井上健君。

◎参事（井上健君） お答えいたします。

1点目の、町が主体となって説明会を開催しているかどうかというご質問でございます。こちらの質疑、御質問に対しましては、先ほどの桜井芳男議員の答弁でお答えさせていただきましたとおり、町主体では開催はしておりません。

ただし、6月10日に開催いたしました説明会につきましては、これまでの不動産業者の関わりがなくなったことから、急遽、町の方で案内を発送させていただき、町の方で進行を務めさせていただきました。

これにつきましては、3月26日に前回の説明会を開催をしておりますけども、その際にですね、進出企業の社長が、急遽、これも急遽ですけど身内のご不幸により欠席をされたということで、説明会の終わりにですね、社長同席による次回説明会の開催の約束をしておりましたので、地権者にご迷惑をおかけすることはできないという判断で、町の方で案内、開催をさせていただいた次第でございます。

続きまして2点目ですが、町に国や県に協力を求める体力はないのではというご質問でございます。

この事業は、県計画に基づくものであるため、県が窓口の主体となるものです。

現在、地権者合意がまとまっていない段階ということであるため、停止条件付売買契約等により、土地の確保が担保できるということを条件に、町として実施すべき「重点促進区域」の設定と「土地利用調整計画」の策定に取り掛かります。

同時に、事業者は、「地域経済牽引事業計画」の策定はもちろん、関連して必要な様々な法規制等に対応していく中で、県、及び周辺市町村へと窓口が広がって参ります。

なお、県の事業承認がえられた場合は、全庁体制で取り組むことといたします。

続きまして3点目の計画が通る確率は、0.1%もないということの地元国会議員のご発言についてでございますが、今現在、「地域経済牽引事業計画」を策定していない段階ですので、現状では御判断できないものと考えております。

先ほども申し上げましたように、今後、地権者合意が得られた段階で、法に基づき、町が当該エリアを「重点促進区域」として設定し国の同意を、続いて「土地利用調整計画」を策定し、県への協議、さらに、事業者により「地域経済牽引事業計画」を策定し、県申請するといった、手続きを進めていく中でその答えは出てくるものと考えます。

続きまして4点目の統合小学校の候補地としてはどうか、との御質問でございますが、現状は企業進出の事業用地として進めておりますので、一つの御提案ということで承っております。

以上答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎4番（桜井真茂君） 議長、再質問をお願いいたします。

◎副議長（石原利春君） 桜井真茂君の再質問を許可します。

◎4番（桜井真茂君） それと他の議員さんがですね、1人、2人と質問して、二番煎じ三番煎じになってるんで、答弁は、私もしっかりと理解したところです。

ただ町の関与がですね、やはり社長さんにご不幸があって急遽出てこれないから、うちが約束を守って開催したという件はわかります。しかしながら、美濃加茂市のある方に聞くと、その説明会の席に来られた際は質問をしないでくれというような裏工作があったという証言もございます。

そういった中で、町長、参事が出てけばですね、これ、川辺町を挙げてやってるんじゃないかなって住民は錯覚するんですよ。これがもし、破綻をしてしまった。県、国に書類が通らなかったとなれば、先ほど井戸三兼議員も心配しておりましたが、今年1年はどうも耕作をしないってということで、補償もないってことだと思うんです。来年は耕作

していいよってことは、これは諦めてるんじゃないかなと私は思うんですね、今。先ほど答弁聞いて。地権者の方でもほとんどの方は、坪5千円でもいいから売りたい、原石掘った後は坪4千500円ですよ。もうただの隣ですよ。そんな金額で、先祖代々引き継いできた農地をですね、売却する。それは当然開発許可が要りますので、県国を通さなければ、川辺町の農業委員会だけでも通るわけでもございません。これは御嵩の庁舎問題でもそうですけど。場所決まっとったんですけど反対されて、できなかつたっていう経緯もございます、近隣でもございますけど。またこの企業もですね、私は信用できないと思ってます。

先ほど井戸三兼議員も100万円の会社か、っていうことは多分資本金が100万円だと思ってるんですが。またそこへ持ってきてですね、また私は2年議員辞めてましたので、聞こえてくる話といえば、参事、町長、議員2人が4人で東京へ出向いてですね、この企業展でこの会社のブースを見てきたということも聞いております。

地権者の中にもですね、賛成の方がほとんどですが、反対の方は、とにかく私はこの米はおいしいから、何とかしてここで作りたい、助けてくださいと、私のところに手紙が5通ぐらい来てるんですよ。地元では、もうお前が売らないからっていうことで、もう嫌われちゃって挨拶をしても返事が来ないというようなお手紙をいただいています。1名の方か2名の方がわかりませんが、そういった方をですね、おそらく代替地として、別の土地を用意して、ある程度まとめた話になってくると思います。

これ、東栃井の分も入ってますから美濃加茂市も絡んでるんですよ。美濃加茂の市長さんに聞けば、そんなもんを本当に私たちは何も知りませんよと。川辺が勝手にやってることだから、私たちは関係ありませんぐらいのことを言ってみえるんですよ。それを担当課に確認して、きちんとした返事をいただきました。

だから一体全体どうなってるのかなっていう部分を、ちょっとその公費を使って、それ、公費で行かずに、その企業が出して東京まで行って、一泊泊まってね、宿泊して、企業展に行ってきたってことはこれ、またまさに接待ですから、まあその公費で行ったことに関しては特に問い詰めるつもりはございませんけど、のこのこと私は出向くべきことじゃないと思いますが、その点について総合的に答弁いただけますか。

◎副議長（石原利春君） 参事 井上健君。

◎参事（井上健君） ただいま、桜井議員からたくさんの御質問をいただきました。

一つ一つお答えできるものとそうでないものにもありますけども、私の方で最初にお答えをさせていただきます。

まず、説明会で質問をしないでくれという話は、私も初めて今ここでお聞きしました。そのようなことがあったということが本当であれば、それは由々しき問題であるというふうに考えております。

それから耕作についてですけど、来年はOKっていうことですが、今年もOKという、そういった案内を出しておりますので、今年も来年もOKということで、地権者の皆さんは耕作をしていただいております。

それから5千円の話とあと除外の話とかっていうことの話もありましたけども、最終的には価格につきましても、この事業が進む進まないにしましても、地権者の合意が当然最初のスタート地点になりますので、それがなければこの事業は当然進まないというところ

でございますけども、いずれにしても、進まないと言っても、売りたい人が多いということも事実でございますので、その辺の見極めというのは、必要になってくるのかなというふうに思っています。

それから、4人で東京に行ってきた、これ確かに3月にですね。東京ビッグサイトへ企業が出店をしておりますので、そちらの商品を見に行つて実物を拝見してきました。

ただしこれは日帰りで行つて参りましたので、一切接待とかそういったことは受けておりませんのでよろしく願いいたします。

あと、美濃加茂市の会議の関係ですけども、先ほどから申し上げました通り、地権者の合意というところで大部分が川辺町の地権者になりますので、その合意を得る段階でスタートが始まるということでございますので、合意が得た段階ですべてが始まるということの関係市町村にもそういった話をしていく、というような計画でおりましたのでよろしくお願いをいたします。以上です。

◎副議長（石原利春君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） これまで、井上健参事が縷々細かく説明をしてくれまして、そのとおりでございます。

この件につきまして、先ほど櫻井芳男議員から、これは企業誘致じゃないんだと。企業進出なんだと。あくまでも町は受け身の立場なんだよっていう御質問いただきましたけれども、その解釈はまさに正解でございます。

私どもも、5万坪の第1種農業用地に企業が来ると。しかもできたての企業で、今年の1月に資本金100万円で設立をし、今現在、1千万円・・・、3千万円に増資したと、登記簿にはそのように書いてございますけれども。社長さんが●●●、ということはそのとおりでございますけれども。

ま、言わば我々は、今待ちの状態にあるということを御理解をいただきたいと思います。

この件について、幹部職員との会議で私が申し上げましたのは、この件はゼロか10か、或いはゼロか100かしかないよと。ゼロっていうのは、企業、企業が進出を諦めて他のところへ行く。

ですから川辺としては、第1種の農業用地はそのまま残つて、先ほど真茂君議員からもおっしゃいました先祖代々の土地で、優良な米を作っていく。この事態については何も変わらない。ゼロですね。で、100というのは、この企業が進出してきた時に、固定資産税だとか、従業員の生活だとか、或いは学習環境上下水道、或いは道路整備。様々な事業が想定されますので、私としては来てくれると役場の仕事が忙しくなるよと、幹部職員には伝えておりますが、まだ来るか来んかわからんというような状態でございますので、今はその企業の状況を見守っておるのが正直なところでございます。

それについて、地権者から、不安に思うとか。一体どうなってんだとか、というようなお話が議員さんの方にもいろいろきておると存じますけれども。いかんせん、今、私どもができるのは待つことしかないということでございますので、大変無責任なように聞こえて地権者からもお叱りの御発言をいただいたことがございますけれども、実際はそういうところでございます。



企業さんが、「企業事業牽引計画」だとか「地域事業牽引計画」を作って、我々の方へ出されるところが、私どもはスタートだと考えておりますので。今しばらく、辛抱強くお待ちをいただきたいというのが現状でございます。よろしく申し上げます。

◎4番（桜井真茂君） 所見を述べて終わります。

◎副議長（石原利春君） 桜井真茂君の、それを許可します。

◎4番（桜井真茂君） 今町長からもやっと答弁をしていただきました。

本来なら高みの見物でよかったものを、のこのこと出て行ってしまったためにその地権者の方から誤解を招いてることは確かですよ、これ。だから、町長、参事、川辺町のナンバー2とナンバー1がですね、そこに同席をしてれば、これは川辺町の中に入って上手にやってくれるんじゃないか。これはもう売れるんじゃないか。売れたら何を買おう。そんなことばかり考えてるんですよ、皆さんは。だからそれを、それをですね、本当払拭するように、100万から、始まった企業が今3千万ですか。徐々にそれはお金を集めてみえるとは思いますが、私は海外の企業がって言ったことに対して、先ほど町長が国の名前の籍を出されましたので、ちょっと議事録を抹消していただきたいと思いますが、あまり信用できないですね、この国の人も。

東北で言えば、汚染水流せばもうガーガー、やたらめったら、そっくらじゅうに水族館まで電話してくるような国ですから。あえて国の名前は申し上げませんが。だから川辺町は上川辺の細田で工業団地を作ろうということで、地権者がもう何100筆ってあるような所でやろうとして失敗してるんですよ、1回ね。町長もご存知かと思いますが。

だからですね、これはもう本当民間の企業ですから、民間に任せて、窓口はちゃんとあるわけですよ。町にもありますし、県にもあります。だからその窓口へ行って聞いてくださいよ、ぐらいの程度だったらいいと思うんですよ、私は。さっきも言ってみましたよね、それって。だから、こっちがこのこ出てっちゃうと町民も、やっぱり川辺町が後押ししてるんだなって思っちゃうんで、ぜひともこれからの説明会はオブザーバーで後ろの方に控えてって、表に出ないようにして、私も議長ですけど、私は行きませんよ。この国会議員が0.1%しか通る確率がないって言ってるものを、私は推し進めるわけにいかない。

まして国も国、ということで、本当に地権者の方からは、これがもし駄目だったら町長さん辞めますかって言ったら、辞めないって言われたっていう話も聞いてますが。それは私、現場におったわけじゃないですから本当か嘘かわかりませんが。

町長もそこまで、覚悟してやってないなら、もうさっさと私はもう手を引いた方がいいというか、本当に高みの見物。これから図面が上がってくる。当然企業なら緑地帯を設けなければいけない。これ、美濃加茂市の土地にも食い込んでくるとなれば美濃加茂市との協議も必要になってくる。だから合同での配置図になってくるだろうし、県の申請も多分川辺町と美濃加茂市、どういうふうに出されるんかわかりませんが。

実はですね、不動産屋が手を引いたっていうのはですね、私とその不動産の社長に直接会って言いました。「こんなの顔首突っ込んでるとひどい目に遭うよ」って。「私も雇われ社長ですから、手を引きます」ってすぐ言われました。だから、手を引いたんですよ。

ただそういうこともありましたので、今後中に入るコンサル不動産屋もおそらくないと思いますので、本当に町長、参事は高みの見物をしていただいて、とにかく川辺町が恥をかかないようにですね、していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

◎副議長（石原利春君） 以上で桜井真茂君の一般質問を終わります。

議長席を、桜井議長と交代します。暫時休憩といたします。議員の皆さん、執行部の皆さんはそのままお待ちください。

（正副議長交代）

◎2番（平岡正男君） 議長、動議。

◎議長（桜井真茂君） 議席番号2番、平岡正男君、動議の内容を簡素に述べてください。

◎2番（平岡正男君） トイレ休憩をお願いします。

（「賛成」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） しばらくお待ちください。

休憩を閉じ、会議を再開いたします。以上ですべての一般質問を終わります。ここで、休憩に入りたいと思います。11時15分を再開として、休憩といたします。

（休憩 11時02分）

（再開 11時15分）

◎議長（桜井真茂君） 一時、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第31号「美濃加茂市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」から日程第24 認定第6号「令和4年度川辺町下水道事業会計決算認定について」までを、一括議題といたします。

ただいま議題といたしました23議案につきましては、先に総務委員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長からの審査の結果並びに経過について報告を求めます。総務委員会委員長 佐伯雄幸君。

◎5番（佐伯雄幸君） 議長より報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果並びに、経過について御報告いたします。

総務委員会に付託されました議案第31号から、認定第6号までの審査の結果は、お手元の審査報告書の通りです。

審査の結果は、審査報告書にあります通り、議案第31号「美濃加茂市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議案32号「可児市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議案第33号「加茂郡坂祝町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議案第34号「加茂郡富加町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議案第35号「加茂郡川辺町と加茂郡七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議案第36号「加茂郡川辺町と加茂郡八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議案第37号「加茂郡川辺町と加茂郡白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議案第38号「加茂郡川辺町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議案第39号「加茂郡川辺町と

可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議案第40号「川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第41号「川辺町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、議案第42号「令和5年度川辺町一般会計補正予算（第3号）」、議案第43号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第44号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第45号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第46号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算（第2号）」、議案第47号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」、認定第1号「令和4年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」、認定第2号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第4号「令和4年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第5号「令和4年度川辺町水道事業会計決算認定について」、認定第6号「令和4年度川辺町下水道事業会計決算認定について」の23議案につきましては、いずれも全会一致で原案の通り可決及び認定すべきものと決定しました。

審査結果については、付託された23議案について、9月11日から審査を開始し、町長及び担当課長等の出席を求め、それぞれの案件について慎重に審査を行いました。各課から担当する議案ごとに説明を受け、延べ152件あまりの質疑に対する応答等を行いました。9月14日に討論・採決を行った結果、報告書にありますとおり、いずれについても全会一致で原案のとおり、可決及び認定すべきものと決定した次第です。以上で、総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長（桜井真茂君） 御苦労さまでした。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。これより案件ごとに議題として参ります。

議案第31号「美濃加茂市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告の通り決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号「美濃加茂市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号「可児市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「可児市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号「加茂郡坂祝町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案33採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号「加茂郡坂祝町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号「加茂郡富加町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号「加茂郡富加町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号「加茂郡川辺町と加茂郡七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号「加茂郡川辺町と加茂郡七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号「加茂郡川辺町と加茂郡八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号「加茂郡川辺町と加茂郡八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第37号「加茂郡川辺町と加茂郡白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号「加茂郡川辺町と加茂郡白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第38号「加茂郡川辺町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号「加茂郡川辺町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第39号「加茂郡川辺町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「加茂郡川辺町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号「川辺町職員の給与に関する条例の一部の改正条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号「川辺町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「川辺町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号「令和5年度川辺町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第42号「令和5年度川辺町一般会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第43号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第45号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算第2号」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算第2号」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

認定第1号「令和4年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告の通り認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号「令和4年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第2号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第3号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第4号「令和4年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号「令和4年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第5号「令和4年度川辺町水道事業会計決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり、認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号「令和4年度川辺町水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定いたしました。



認定第6号「令和4年度川辺町下水道事業会計決算認定について」を議題といたします。  
これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号「令和4年度川辺町下水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

本定例会開催中に、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による本会議の会期日程と議会の運営に関する事項についての閉会中の継続調査申出書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し議題とすることに決定しました。

資料お配りしますので、しばらくお待ちください。

(資料配付)

追加日程第1「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申出がありました。申出書の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長に挨拶をいただきます。  
町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 9月11日から11日間の日程で、川辺町議会第3回定例会の開催をされましたけれども、本日まで丁寧に、また深く御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

本日の一般質問でも、福島地区の企業進出について、学校給食について、少子化における福祉政策について、災害時避難所について等々、様々な角度から御意見、御質問を提案されまして誠にありがとうございます。

今後とも、職員一同、頑張っ参りますので、御指導御鞭撻をお願いしたいと存じます。なお議員各位のご出席を願う今後のスケジュールでございますけれども、9月27日水曜日、これは中学校の立志式でございます。それから9月30日土曜日から10月1日日曜日、全国市町村交流レガッタ下諏訪大会。10月14日土曜日、15日日曜日、全中新人戦。10月22日日曜日、川辺マウンテンフェスティバル麓。主にこんな行事がございますけれども、どうか積極的に御参加いただければ幸いです。

いずれにいたしましても、今後とも議論を深め、川辺町よりよいものにしたいと存じますので、皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げまして、お礼の言葉に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長（桜井真茂君） これをもちまして、令和5年第3回定例会を閉会といたします。大変御苦勞さまでございました。

（閉会 午前11時49分）